

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年8月まで
国民年金が強制加入になると知り、昭和35年11月に市町村役場で加入手続を行った。
国民年金保険料の納付については、婦人会の役員の方が集金に来て、夫婦二人の保険料を一緒に、6か月分か3か月分ずつまとめて渡していた。申立期間についても納付したはずであり、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から加入し、申立期間を除いて、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、5か月と短期間である。

さらに、申立人から提出された申立人の夫の昭和40年分の確定申告書(控)には、既に35歳に達した申立人の夫に対して、35歳未満の月額で計算するという誤りは有るものの、同年9月1日に厚生年金保険被保険者となるまでの、8か月分に相当する金額が国民年金保険料として記入されている。

加えて、当時申立人が役員であった会社の事務担当者が、定期的に会社に訪れる集金人に国民年金保険料を納付するのが慣例となっており、申立期間について、事務担当者が集金人に国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から同年8月まで
国民年金が強制加入になると知り、昭和35年11月に市町村役場で加入手続を行った。
国民年金保険料の納付については、婦人会の役員の方が集金に来て、夫婦二人の保険料を一緒に、6か月分か3か月分ずつまとめて渡していた。申立期間についても納付したはずであり、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から加入し、申立期間を除いて、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立期間は、5か月と短期間である。

さらに、申立人から提出された申立人の昭和40年分の確定申告書(控)には、既に35歳に達した申立人に対して、35歳未満の月額で計算するという誤りは有るものの、同年9月1日に厚生年金保険被保険者となるまでの、8か月分に相当する金額が国民年金保険料として記入されている。

加えて、当時申立人が役員であった会社の事務担当者が、定期的に会社に訪れる集金人に国民年金保険料を納付するのが慣例となっており、申立期間について、事務担当者が集金人に国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から49年10月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで
③ 昭和61年1月から同年3月まで

申立期間①については、昭和45年ごろ、自治会長さんが自宅にいられて、そこで国民年金に加入しました。それからは、自宅で集金人に国民年金保険料を納付していました。

その後、納付方法が変わり、申立期間②及び③については、郵便局で保険料を納めていました。

以上のように納付しているはずなので、記録の訂正を求めます。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②及び③の前後の加入期間は、国民年金保険料の納付済期間又は第3号被保険者期間である。

また、申立期間②及び③の前後を通じて申立人の住所等に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②及び③のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和49年11月29日の資格取得日から付加保険料も納付しており、国民年金への関心の高さがうかがえる。

加えて、申立期間②及び③は、合計6か月と短期間である。

一方、申立人は、昭和45年ごろに国民年金へ任意加入したと主張しているが、市町村が保存する申立人の被保険者名簿には、49年11月29日に資格取得したと記録されており、申立期間①は国民年金未加入期間となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年12月12日に払い出され

ており、資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出日からみると申立期間①は保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、45年1月から資格取得をしていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和60年1月から同年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から同年12月まで

昭和39年1月に会社を退職後、同年5月ごろに私がA市町村役場で国民年金への加入手続をした。

退職後の3か月間は保険料を納付していないかもしれないが、その後は、自宅に集金人が来てくれて、母か妻が保険料を納付していたと妻から聞いている。

以上のように納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、国民年金保険料の未納期間は無く、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は6か月と短期間である。

さらに、申立期間直後の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、当初、未納と記録されていたが、申立人から同期間の保険料納付を確認できる領収書が社会保険事務所へ提出されたため、同期間について記録訂正されていることから、申立期間の納付記録も抜け落ちている可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に加入し、保険料をずっと納付していましたが、申立期間だけが未納となっていることが分かりました。申立期間当時は夫婦で米穀店を経営しており、自宅兼店舗へ集金人が集金に来てくれたので、毎回きっちりと保険料を納付していました。

当時は店の経営も順調で、支払いが滞るはずがなく、申立期間の前後がきっちりと納付したことになっているのに3か月だけ未納となっているのは納得できない。年金記録の訂正を希望します。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足以来、申立期間を除き、61年6月までの25年間にわたって国民年金保険料をすべて納付しており、年金制度に対する理解度の高さがうかがわれる。

また、申立期間については、住所変更や集金方法などの変更事項も認められず、申立人が保険料を納付できないとする事情も見当たらないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、A市町村役場が保管している「国民年金被保険者名簿」の納付記録欄の当該期間について、何らかの記載後抹消されたと推認される痕跡が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、結婚した昭和41年11月に国民年金に加入し、保険料をずっと納付していましたが、申立期間について未納となっていることが分かりました。申立期間当時は夫婦で米穀店を経営しており、自宅兼店舗へ集金人が集金に来てくれていたので、毎回きっちりと保険料を納付していました。

当時は店の経営も順調で、支払いが滞るはずがなく、申立期間の前後がきっちりと納付したことになっているのに3か月だけ未納となっているのは納得できない。年金記録の訂正を希望します。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、年金制度に対する理解度の高さがうかがわれる。

また、申立期間については、住所変更や集金方法などの変更事項も認められず、申立人が保険料を納付できないとする事情も見当たらないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から43年10月まで
② 昭和47年3月

20歳到達当時、実家で両親及び叔母と同居しており、その家に未亡人会の集金人が国民年金保険料の集金に来ていた。申立期間①の当時、A市町村では未亡人会が各家庭に国民年金の保険料を集金に来ており、20歳になれば国民年金の加入手続と保険料の徴収が当然なされていたはずである。昭和43年11月からB県で就職が決まったため、同年10月に市町村役場で転出手続と国民年金の資格喪失手続きをし、その際、国民年金手帳を市町村役場に預けた記憶がある。

また、昭和45年に妻と共にB県からA市町村に戻り、再び国民年金に加入した。同年3月以降も、妻と両親及び叔母と同居し、国民年金保険料は、未亡人会の集金人に納付してきた。申立期間②については、一緒に納付していた叔母の納付記録は確認できるが、私と妻が未納となっている。B県で就職した期間を除き、A市町村で未亡人会を通し、毎月国民年金保険料を納付してきたはずであり、未加入期間や未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、60歳に到達するまで国民年金保険料を納付又は厚生年金保険に加入している。

また、申立期間②において、申立人が国民年金保険料と一緒に集金人に納付していたと主張する申立人の叔母は、申立期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、申立期間②の国民年金保険料を納付できなかったとする事情も見受けられず、1か月のみ未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付は、母親が行っていたため申立人は関与しておらず、国民年金の加入状況及び納付状況は不明であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和45年6月3日であり、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が20歳に到達した昭和42年2月から国民年金の資格喪失手続を行ったと主張する43年10月までの期間において、A市町村役場でも社会保険事務所でも、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年8月までの期間及び43年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年8月まで
② 昭和43年12月から48年3月まで
③ 昭和49年4月から同年7月まで

妻が、昭和50年に市町村役場で申立人の国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付できると説明を受け、申立人の過去の国民年金保険料の未納分を調べてもらったところ納付金額が多額になるため、1年分程度の未納期間を残してさかのぼって未納分を納付した。その際、申立人の厚生年金保険被保険者証を市町村職員に提示して、申立人の厚生年金保険の加入状況を説明し、厚生年金の加入期間と重複しないように納付したと妻から聞いている。

しかし、平成5年、厚生年金保険と国民年金の期間が重複していることが判明したとして、さかのぼって納付した分のうち61か月分の保険料が還付されたため、今回申し立てた未納期間が発生してしまった。

厚生年金保険の加入期間に誤って国民年金を重複加入させた原因は、市町村職員の事務ミスであると思われるので、さかのぼって納付した月分を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、昭和50年12月における申立人の国民年金保険料の未納期間は110か月であるが、申立人の妻がさかのぼって未納分を納付した月数が102月であること及び生前に申立人の妻が申立人に1年分程度の未納期間を残して納付したと話したとされていることとほぼ符合することから、申立人の妻は、厚生年金の加入期間と重複しないようにさかのぼって未納分の保険料を納付しようとしたことが推認される。

また、市町村役場は、当時、特例納付の受付の際には、厚生年金保険の加入

の有無を確認していたとしており、確認を受けた申立人の妻は、申立人の厚生年金保険加入状況を市町村職員に説明していたものと推認され、それにもかかわらず、厚生年金保険期間と国民年金期間の一部に重複期間が発生したのは、行政側の事務処理上何らかの誤りがあったのではないかと考えるのが自然である。

一方、申立期間③については、第2回特例納付における納付可能期間ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年8月までの期間及び43年12月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格取得日に係る記録を昭和51年1月19日に、資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月19日から同年8月20日まで

昭和51年1月から同年8月までにおけるA事業所での期間について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ加入記録が無い旨の回答があった。私は、50年12月にB事業所を退職後、B事業所の代理店であったA事業所から誘われて入社した。当該事業所で勤務した51年1月19日から同年8月20日までの期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所における雇用保険加入記録により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の元事業主及び同僚は、当該事業所において、営業、内勤等の勤務形態によらず正社員は全員が、社会保険に加入していたと供述している。

さらに、当該事業所の同じ職場において申立人と同じ業務に従事していた同僚は、申立人は申立期間において自分と同様に正社員として勤務していたと供述しており、当該同僚は、当該事業所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所における同僚の標準報酬月額の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立ての事業所はすでに厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主には確認できる当時の資料が無いものの、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年1月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年12月及び30年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を30年2月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から同年9月末ごろまで
② 昭和26年10月1日から27年2月28日まで
③ 昭和28年10月中ごろから29年7月1日まで
④ 昭和29年12月1日から30年6月末まで
⑤ 昭和30年11月1日から32年8月の盆過ぎまで
⑥ 昭和32年8月末から同年11月中ごろまで

申立期間①については、B事業所への就職を世話してくれる人がいて、C市町村内にあるD事業所の戦災復旧工場の現場へ自動車通勤した。実際の勤務先はB事業所の下請けであるA事業所であったが、B事業所の仕事には違いがないので勤めていた。

申立期間②については、B事業所からの誘いで昭和26年10月1日に入社し、27年2月28日まで勤めた。突貫工場の現場で昼夜作業が続いた。ある日の夜、目が見えにくくなり病院に行くと失明のおそれがあると言われたので、E市町村内にある病院で手術を受けたが、その時は会社からもらった健康保険証を使った。

申立期間③及び④については、昭和28年ごろA事業所の社長から連絡を受けて、水害の被災地であるF市町村へ行った。現地では、道路や橋梁、田畑などの災害復旧工事に現場監督として従事し、30年6月分の給与をもらった後、結婚のために同事業所を退職して、同年7月初めに本籍地であるG市町村に帰った。

申立期間⑤については、昭和 30 年 7 月 21 日に G 市町村の H 事業所に入社し、32 年 8 月の盆過ぎに退職するまで、砂防堰堤工事や道路舗装工事の現場で働いた。

申立期間⑥については、昭和 32 年 8 月末ごろから同年 11 月中ごろまで、再び A 事業所に勤務して災害復旧工事に従事した。

以上のとおりなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 事業所に係る申立期間のうち申立期間④について、申立人は、昭和 30 年 6 月まで当該事業所において災害復旧工事の現場監督として勤務したと申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿においては、申立人の厚生年金保険加入期間は 29 年 7 月から同年 11 月までであり、同年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、申立人と同じ現場で申立人と同様に工事の現場監督をしていた同僚は、昭和 30 年 2 月 1 日に A 事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、自分が当該事業所を辞める時点で申立人はまだ勤務していたと供述しており、また、申立人とは工事現場が異なるものの申立人と同様に現場監督として勤務した者で、30 年 2 月 1 日に同事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚も、自分が当該事業所に勤務し始めた時点で申立人は既に勤務していたと供述していることから、申立人が申立ての事業所に 30 年 2 月 1 日までは勤務していたことが認められ、申立期間のうち 29 年 12 月及び 30 年 1 月の厚生年金保険料を引き続き事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 29 年 12 月及び 30 年 1 月の標準報酬月額については、昭和 29 年 11 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が昭和 49 年 10 月に解散している上、当時の事業主や役員の連絡先も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、A 事業所での申立期間のうち、申立期間①、③、④のうち昭和 30 年 2 月 2 日以降の期間及び⑥については、A 事業所は既に解散し、当時の事業主や役員の連絡先も不明である上、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周

辺事情も見当たらないほか、厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見られない。

また、申立期間①及び③については、A事業所は社会保険事務所の記録によると、昭和29年7月1日に厚生年金保険の適用事業所として新規適用されており、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、B事業所での申立期間②については、申立人の記憶する同僚の名前が、B事業所I支店に係る社会保険庁のオンライン記録において確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらないほか、厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見られない。

また、B事業所は、同事業所の保管する申立期間当時の事業所の配置表に申立人の氏名は見当たらず、申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除や納付及び届出に関する事項は不明であると回答している。

さらに、社会保険事務所の保管するB事業所I支店の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番は無く、申立人の記録も確認できない。

H事業所での申立期間⑤については、当該事業所は社会保険事務所の記録によると、昭和30年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の労務担当者は、申立期間当時、役員も含めて誰も厚生年金保険に加入していなかったと供述している。

また、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情も見当たらないほか、厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情も見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち①、②、③、④のうち昭和30年2月2日から同年6月末までの期間、⑤及び⑥の期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から52年3月まで

私は、21歳になった時、近所の集金人から国民年金の加入を勧められ、金額は不確定ですが7,000円ほどを支払い、その時に20歳にさかのぼって加入したら良いと言われて前年度分として7,000円ほどを払い込み、その後は、母に毎年保険料を渡して母から払い込んでもらっていました。

このたび社会保険事務所で確認したところ、昭和42年4月から44年3月までが未加入、44年4月から52年3月までが未納となっていますが、これらの期間については国民年金保険料を納付していたはずなので、年金記録の訂正を希望します。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されているが、その時点では申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は21歳の時に2年分の保険料を集金人に納付したと主張しているが、納付したとする金額は、必要な保険料と差違がある上、加入手続及び保険料の納付方法の詳細についての記憶はあいまいであり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、その後の保険料について、母に預けて納付してもらったと主張しているが、申立人自身が保険料納付に関与しておらず、納付していたとする母もすでに亡くなっているため納付状況等が不明であり、ほかに有力な証言等も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月ごろから 36 年 12 月ごろまで
申立期間について、A事業所で勤務し、厚生年金保険料も給与から天引きされていたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人が保管する当時の写真から、申立人は申立ての事業所に勤務していたものと推認することができるが、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、平成 19 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており申立期間に係る保険料控除を確認できる資料が事業所に保管されていない上、事業主及び当時の経理担当者からも有力な供述を得られない。

また、複数の同僚は、当該事業所における社会保険加入について、「採用後 2 年ほどは厚生年金保険に加入してもらえなかった。申立人はおおむね 2 年ほどしか勤務していないと思う。」と供述している。

さらに、当該同僚各人が記憶している申立ての事業所における勤務期間と社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者期間とを比較すると、全員が入社後 2 年間ほどは加入期間が無い上、申立人及び同僚から名前の挙がった当時の同僚のうち 3 人については、申立人と同様に、当該事業所における厚生年金保険の加入期間が確認できない。

加えて、当該被保険者名簿に申立人の記載は確認できず、健康保険番号に欠番は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年ごろ
② 昭和31年4月1日から32年7月ごろまで
③ 昭和32年11月1日から34年7月31日まで

申立期間①については、A事業所に勤務していた。申立期間②については、B事業所に勤務してガスの配管工事に従事しており、健康保険はC健康保険組合に加入していた。厚生年金保険もセットで加入していたはずである。申立期間③については、D事業所に勤務して同じくガスの配管工事に従事しており、記憶では健康保険はC健康保険組合に加入し、厚生年金保険の被保険者でもあったことは間違いない。

以上のとおりであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立事業所の厚生年金保険の新規適用日は昭和37年4月1日であり、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、申立人は、申立期間に同事業所で厚生年金保険に加入することはできなかつたと推認される。

申立期間②について、申立人が記憶している同僚は、申立ての事業所に雇用されていた自覚は無く、親方の下について仕事をしており、給与も親方から支給されていたと供述している。

また、申立期間当時に申立人と同様に現場の職人として勤務していたとみられる同僚3人（上記の同僚を含む。）について社会保険庁のオンライン記録から、うち2人は申立事業所における厚生年金保険被保険者記録が無く、残る1人も約1か月の厚生年金保険加入期間しかないことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、申立期間の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立事業所には申立内容を確認できる書類は保存されていない。

申立期間③について、申立人が記憶している同僚は、昭和 34 年ごろに労働争議があり、それ以前は、現場の職人と申立事業所との間に直接の雇用関係は無く、親方の下について仕事をしており、給与も親方から支給されていたが、労働争議後は、当該事業所と正社員として直接の雇用関係を結ぶに至ったと供述している。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、上記労働争議後とみられる昭和 34 年 8 月 1 日及び同年 11 月 1 日の両日に、合わせて 103 人が一度に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人も、申立期間直後の同年 8 月 1 日付けで被保険者資格を取得している。

さらに、同被保険者名簿において、申立期間の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立事業所には、申立内容を確認できる書類は保存されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 10 日から 40 年 9 月ごろまで
昭和 39 年 8 月から 40 年 9 月ごろまで勤務した A 事業所について社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間照会申出書を提出したところ、回答では 39 年 8 月 3 日から同年 9 月 10 日までの 1 か月間加入となっていた。仕事の内容は水道の配管工事であり、B 市町村内のホテルでの仕事が多かった。申立期間についても当該事業所に勤務していたので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 39 年 8 月から 40 年 9 月ごろまで A 事業所で勤務していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録において、申立人は、申立期間である 39 年 9 月から 40 年 9 月まで国民年金に加入し、39 年 9 月から 40 年 3 月までは保険料未納期間、40 年 4 月から同年 9 月までは申請免除期間とされている。

また、申立期間において、社会保険事務所が保管する当該事業所における被保険者名簿に申立人の記載は無く、申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所は申立期間当時の関連資料を保管しておらず、申立期間における申立人の在籍は確認できないと回答している上、現在連絡のとれる当時の同僚からも申立期間における申立人の在籍及び保険料控除に係る有力な供述は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月12日から36年3月25日まで
年金請求の前に社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所での厚生年金保険加入期間の8年間で脱退手当金受給となっていることが分かり驚きました。すでに会社も無くなっているため諦めるしかないと思ってきましたが、納得できない気持ちで過ごしていました。当該事業所に勤務したのは昭和27年8月から38年3月までです。勤務している途中の36年10月に脱退手当金を受給することはありません。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の資格喪失日に前後する昭和35年1月から37年12月までの期間に資格喪失した者に対する脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給資格のある女性被保険者は19名おり、そのうち申立人を含めた11名に支給記録が確認でき、当該名簿の該当者11名全員の欄には脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が見られる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和36年10月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は昭和38年まで当該事業所に勤務していたと主張しているが、36年から38年までの時期に当該事業所に勤務していた同僚に照会しても、申立人が38年3月まで当該事業所に継続して勤務していたという有力な供述は得られない。

加えて、申立人は、昭和37年2月1日に当該事業所において、再度、厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その際には、申立期間の厚生年金加入時とは異なる新たな被保険者記号番号が付与されており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 3 月 1 日から 22 年 3 月 1 日まで

昭和 12 年から旋盤工としてA事業所で勤務し、19 年 7 月から 21 年 2 月か 3 月までは徴兵期間であったものの、復員後も生活のため、徴兵前に勤務していた同事業所を訪ね、勤務させてもらっていた。

社会保険庁の記録では、復員後の厚生年金保険の被保険者期間が昭和 22 年 3 月 1 日からとなっているが、同事業所が厚生年金保険適用事業所となった 21 年 3 月 1 日から 22 年 3 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の厚生年金保険の新規適用日について、社会保険事務所が当該事業所を新規適用した時点で作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 22 年 3 月 1 日と記載されているが、28 年ごろ書き換えられた同名簿には、新規適用日が 21 年 3 月 1 日と記載されており、社会保険庁のオンライン記録においても、当初、新規適用日は 21 年 3 月 1 日と記録されていた。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における新規適用日が 1 年さかのぼって記載されている理由について、社会保険事務局に照会したところ、書き換え時の転記誤りではないかとの回答であり、このほかに社会保険事務所が新規適用日を 1 年さかのぼって記載する合理的な理由は見当たらず、また、社会保険庁のオンライン記録においても、新規適用日が昭和 22 年 3 月 1 日に訂正処理されていることから、A事業所の新規適用日は 22 年 3 月 1 日が正しく、申立期間において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと推認される。

また、社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、申立期間において厚生年金保険の加入記録があるA事業所の被保険者は見当たらない。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること

から、申立てに係る事実を確認できる関連資料や周辺事情は得られないほか、申立人の同僚からも供述を得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給料から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月20日から35年4月1日まで
年金請求時に厚生年金保険は昭和35年4月1日からの加入になっているとの回答をもらったが、その後、会社から取り寄せた書類には「入社日、昭和30年4月20日」と記入されており、退職手当は申立期間を含めた期間により計算されていた。会社が5年間も厚生年金保険に加入してくれていないはずがないので、厚生年金保険の記録の訂正を申し立てる。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、同僚の供述及び申立人が当該事業所から取り寄せたとする賃金台帳のコピーに記入されている退職手当内訳の入社日から推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されている事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人がA事業所に営業社員として勤務していた当時の同僚は、内勤社員は厚生年金保険に加入していたが、営業社員は、昭和35年以降に労働組合が設立されるまで、未加入だったと供述している。

さらに、申立期間当時、A事業所B支社の内勤社員の厚生年金保険被保険者記録は確認できるが、申立人と同じ営業社員の厚生年金保険被保険者記録は労働組合が設立されたとされる昭和35年以降の同年4月1日に資格取得されている。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録は厚生年金保険加入記録と一致する上、社会保険事務所に保管されている当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録を確認することができず、ほかに申立てに係る関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。